

「週休 2 日等工事試行要領 第 I 編（土木工事編）」の運用

1 用語の定義（試行要領 2 関係）

(1) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

- ①年末年始休暇 7 日間、夏季休暇 4 日間
- ②工場製作のみを実施している期間
- ③工事全体を一時中止している期間
- ④上記以外で発注者があらかじめ対象外としている以下に掲げる内容に該当する期間
 - (ア) 支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間
 - (イ) 他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間
 - (ウ) 一時・一部中止期間
 - (エ) その他対象外に該当すると思われる期間

(2) 4 週 8 休以上

現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率＝現場閉所日数

÷（着工日から竣工日までの日数－(1)①～④の期間）

2 工事費の補正（試行要領 5 関係）

補正は行わない。

3 事務手続きについて（試行要領 8 関係）

(1) 積算関係

- ①当初設定工期は標準工期とする。（福島県の標準工期は、4 週 8 休に対応しているため、留意して設定すること。）
- ②掲示板の設置費用については、土木事業単価表の「工事標示板（T9941）」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。

(2) 設計変更

発注者は、受注者から提出される、工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および CCUS の週休 2 日達成状況の資料等）により、施工中の現場閉所率の状況や実績を確認する。

(3) 入札事務手続き関係

- ①「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「週休 2 日等工事」と朱書きする。
- ②「特記仕様書」に下記事項を追加する。

(記載例)

第〇章 週休 2 日確保モデル工事

- 1 本工事は「桑折町週休 2 日等工事試行要領」の対象工事である。
- 2 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
- 3 本工事の発注方式は 発注者指定型 である。
- 4 本工事は(月単位・通期)の週休 2 日等工事である

③「入札公告・指名通知」(随意契約の場合、見積書提出通知)に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

(○) 本工事は、「桑折町週休 2 日等工事試行要領」

(総務課財政係下記 HP 参照

<https://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/soumu/8/1/14308.html>)

の対象工事である。

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は 発注者指定型で月単位の週休 2 日等工事 である。

4 掲示板の設置について(試行要領 6、8 関係)

掲示板のレイアウトは下記の例による。

週休2日確保工事
(記載例)
この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則土曜及び日曜(週2日間)を現場の休工日とした工事です。
発注者：〇〇建設事務所 受注者：〇〇建設株式会社

※縦横1m程度とする

現場の状況に応じて大きさは変更可

※受注者は工事現場の見やすい位置に

PR看板を設置するものとする

※下線部は現場状況に応じて適宜変更する

5 附則

この運用は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この運用は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この運用は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。